

令和6年度

# 事 業 計 画 書

社会福祉法人 足柄福祉会

特別養護老人ホーム 草の家ひだまり

## I 施設理念

私たちは その人に寄り添い  
「させていただく心」を大切に  
常に研鑽を積み 処遇の向上を図ると共に  
地域福祉に貢献します

### 倫理綱領

草の家の入居者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように介護・支援する事が、私たちの責務です。そのため、私たちは、介護者の一人として、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たします。

#### 1. 個人の尊厳

私たちは、草の家の入居者一人ひとりを、かけがえのない存在として敬い、経験、個性、及び主体性、可能性を尊びます。

#### 2. 人権の擁護

私たちは、草の家の入居者に対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

#### 3. 社会への参加

私たちは、草の家の入居者が、年齢、介護の状態などにかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように介護・支援します。

#### 4. 専門的な介護

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、草の家の入居者一人ひとりが心豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように、介護・支援し続けます。

#### 5. 地域社会との関係

私たちは、地域社会の一員として地域福祉に貢献すると共に、社会的法人としての体制づくりに努めます。

## I 施設理念

私たち その人に寄り添い  
「させていただく心」を大切に  
常に研鑽を積み 処遇の向上を図ると共に  
地域福祉に貢献します

### 倫理綱領

草の家の入居者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように介護・支援する事が、私たちの責務です。そのため、私たちは、介護者の一人として、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たします。

#### 1. 個人の尊厳

私たちは、草の家の入居者一人ひとりを、かけがえのない存在として敬い、経験、個性、及び主体性、可能性を尊びます。

#### 2. 人権の擁護

私たちは、草の家の入居者に対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

#### 3. 社会への参加

私たちは、草の家の入居者が、年齢、介護の状態などにかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように介護・支援します。

#### 4. 専門的な介護

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、草の家の入居者一人ひとりが心豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように、介護・支援し続けます。

#### 5. 地域社会との関係

私たちは、地域社会の一員として地域福祉に貢献すると共に、社会的法人としての体制づくりに努めます。

## II 基本方針

1. 介護保険法下における高齢者施設として、要介護者の心身の状況に応じた適切なサービスを提供します。
2. サービス提供においては、施設・居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように支援します。
3. 利用者・利用者家族とコミュニケーションを大事にし、権利擁護に努めます。
4. 施設運営にあたっては、入居者が地域の一員である事を認識し、高齢者福祉サービスの拠点として役割を果たし、地域住民の期待に応える運営を目指します。
5. 専門職としてのスキルを介護現場で共有化します。

## III 令和6年度 事業計画 重点目標

### 1. 感染症対策強化

感染症 BCP やマニュアルの徹底、見直しを随時行うことで予防に努め、発生時には臨時に対策委員会を開催し、拡大防止に努めます。発生を想定した訓練を年2回実施するなど、施設全体で感染症対策の強化を図ります。

### 2. 防災対策の推進

防災 BCP の周知、見直し、訓練を行い、災害発生時に入居者や職員の安全を確保し、事業が継続できるよう努めます。

### 3. 身体拘束・虐待防止

入居者の尊厳を尊重したケアに努め、拘束ゼロ委員会及び虐待防止委員会を（2ヶ月に1回）開催し、身体拘束・虐待ゼロに取り組みます。

### 4. 口腔衛生管理

歯科医と連携を図り、口腔内を清潔に保つことや、口腔ケアの技術向上を図ることで、誤嚥性肺炎のリスクを軽減することや経口摂取が続けられるよう取り組んでいきます。また、口腔ケア技術向上のための研修を実施します。

### 5. ICT導入と職員の働きやすさへの取り組み

介護負担の軽減のため、見守り機器などICT導入の準備期間とする。

夜間帯の勤務体制を見直し、ケアの質の向上や職員の働きやすさに繋げていきます。

## IV 各種年間計画

### 1. 年間行事予定

	行 事	行事食	医務室	防災関係
4月	家族のつどい	お花見弁当		
5月	端午の節句 (ユニット毎)	母の日行事食		
6月	衣替え 紫陽花見学 (ユニット毎)	父の日行事食		避難訓練
7月	七夕 (ユニット毎)	七夕行事食 土用の丑		
8月	夏祭り	納涼祭模擬店 お楽しみ行事食		
9月	敬老お祝会	敬老お祝い御膳		総合防災訓練 感染症訓練
10月	家族のつどい 共同募金 衣替え	にぎり寿司	健康診断	
11月		秋の実り弁当	インフルエン予 防接種(希望者)	
12月	大掃除 クリスマス (ユニット毎)	クリスマス行事 食		
1月	新年ご挨拶	正月料理		
2月	節分 (ユニット毎)	節分行事食		
3月	ひな祭り (ユニット毎)	ひな祭り行事食		夜間想定訓練 感染症訓練
その他			(毎月)体重測定 (隔週)嘱託医来診 (毎週)歯科往診	

## 2. 定例行事予定

行 事	内 容
誕生のお祝い	個人の誕生日を大切にし、ユニット毎に誕生会を実施する

## 3. アクティビティ活動

メンバー間の交流の場となり、適切な刺激が意欲や活力の向上に繋がるようにする。

各担当職員は実施後に記録を作成し、評価を行っていく。

活動名	担 当	場 所	内 容	対 象
音楽なかま	相談員 ケアマネ	多目的ホール	音楽を通して仲間との交流を楽しむ	音楽を楽しみたい方
健康なかま	担当ユニット	各ユニット	仲間と体を動かして楽しむ	本人の意思により自分で体を動かす事ができる人
リハビリなかま	看護師 ケアマネ	多目的ホール	グループで楽しみながらリハビリを行う	リハビリを必要とする方
学習の会	栄養士	各ユニット	読み書き、計算やゲーム等で頭の体操をおこなう	学習を楽しむことができる方
習字・創作	相談員	多目的ホール	習字や季節に合った創作活動を行う	字を書くのが好きな方

## 4. ボランティアによる活動

入居者と接触がない活動（縫い物）は継続中。他は感染対策を確認しながら導入再開する。

活動名	場 所	内 容
縫い物	ひだまり会議室	洋服など縫い物をしていただく 開催日：5月20日、7月1日、10月7日、12月2日

## 5. 会議運営計画

会議名	開催日	出席者	内容
リーダー会議	毎月第1・3 月曜	施設長・主任 リーダー・相談員	各フロアの問題点・施設への意見・改善点等を話し合う
職員会議	随時	出席可能な全職員	● 施設運営に関する情報の共有 ● 決定事項の報告
サービス担当者会議	随時	ケアマネ・介護職・ 看護師、栄養士、相 談員	ケアプランについての検討
各委員会	毎月1回	委員会メンバー	各委員会で検討
研修報告会	随時	外部研修参加者	研修で学んだ事を発表し、共有する
ユニット会議	月1回、随時	ユニット職員、他職 種	ユニット職員の意識統一・入居者情報の共 有

## 6. 委員会活動計画

委員会名	開催日	目的	委員会メンバー
入退居検討委員会	月1回、随時	入居の決定及び退居の検討	施設長、看護師、栄養士 ケアマネ、相談員、介護主任
事故対策委員会	月1回	事故発生の防止及び対応方 法検討。集計し、傾向を掘 む	施設長、介護主任 介護職（該当フロア）、看護師、栄養士 ケアマネ、相談員
苦情対策委員会	月1回	苦情について適切に解決が 図れるよう状況確認、対応 方法検討	施設長、介護主任 介護職（該当フロア）、看護師、栄養士 ケアマネ、相談員
拘束防止 委員会	隔月	拘束をしない介護、日常ケ アの見直しをする	施設長、介護主任、介護職、看護師 ケアマネ、相談員
虐待防止 委員会	隔月	虐待が起こらないよう、人 権擁護について取り組む	施設長、介護主任、介護職、看護師 ケアマネ、相談員
感染症対策委員会	4、7、10、1 月の 幹部会開催日	感染症発生状況の把握・指 示、感染予防や職員の意識 向上への取り組み	施設長、看護師、事務員、介護主任 栄養士、ケアマネ、相談員
褥瘡対策委員会	偶数月	褥瘡予防、褥瘡事例への対 応策、ケア方法の周知	施設長、看護師、介護主任、栄養士 ケアマネ、相談員、介護職

医療ケア向上委員会	月 1回	ターミナルケア、胃ろう、喀痰関係、健康・栄養管理についての検討	施設長、看護師、介護主任、栄養士 ケアマネ、相談員
-----------	------	---------------------------------	------------------------------

食事委員会	月 1回	利用者の食に関する全般の検討	介護職員、看護師、栄養士、ケアマネ、
介護力向上委員会	月 1回	最新の介護技術の取り入れや、介護機器の導入を検討し、利用者には安全で快適な介護。スタッフには負担の軽減と働きやすさを感じられるよう検討する。	介護職員、介護班長、相談員
防災委員会	月 1回	災害時、事業が継続可能なように体制を整備する。	施設長、事務、介護班長、看護師、介護職員、栄養士、相談員、ケアマネ
研修委員会	月 1回	職場内研修企画、調整、開催	施設長、介護主任、看護師、相談員
環境整備委員会	月 1回	暮らしやすい施設にするための環境整備の検討・実施	介護主任・介護職員

## 7. 施設内研修計画

### ①施設内研修

	研修内容	研修日程	参加対象	講 師	研修種別
4月	施設理念、事業計画、法令遵守等	4月 5日	全職種	施設長	倫理・法令遵守 プライバシー保護
5月	緊急時対応訓練 (AED、心肺蘇生法)	5月 7日、8日	介・相・栄・介支	介護主任	医療・体調変化 リスクマネジメント
6月	一般的な食中毒の予防及び蔓延防止	6月 4日、7日	介・相・介支	管理栄養士	食中毒 感染症
7月	リスクマネジメント	7月 2日、5日	介・相・栄・看・介支	事故対策委員長	リスクマネジメント 事故発生緊急時対応
8月	認知症ケア	8月 2日、6日	介・相・栄・看・介支	施設長	認知症ケア
9月	感染症予防及び蔓延防止	9月 3日、6日	介・相・栄・看・介支	看護師	感染症
10月	拘束・虐待防止	10月 1日、4日	全職種	相談員	身体拘束等排除 虐待防止
11月	口腔ケア	11月 1日、5日	介・相・栄・看・介支	介護主任	口腔ケア
12月	ストレスケア	12月 3日、6日	介・相・栄・看・介支	看護師	ストレスケア 精神的ケア
1月	介護技術 腰痛予防、褥瘡対策	1月 7日、8日	介・相・栄・看・介支	介護班長 介護力向上委員	腰痛予防 褥瘡対策
2月	ターミナルケア	2月 4日、7日	介・相・栄・看・介支	相談員	精神的ケア
3月	拘束・虐待防止	3月 4日、7日	全職種	相談員 拘束ゼロ・虐待防止委員	身体拘束等排除 虐待防止

・研修時間は各日 15 時半～実施。上記日程に参加できない職員にはビデオ研修を実施する

### ②新採用職員研修

採用時は隨時日程調整し、下記の内容で研修を実施する。

研修内容	講師	研修内容	講師
①事業計画・施設理念	施設長	⑦医療機器取扱い・医療対応	看護班長
②就業規則等	事務班長	⑧身体拘束・虐待防止	施設運営班長
③介護技術・接遇	施設介護班長	⑨施設ケアマネジメント	介護支援専門員
④ターミナルケア	施設介護班長	⑩食事・栄養	管理栄養士
⑤リスクマネジメント	事故対策委員長	⑪防災	防火管理者
⑥感染症	施設長		

## V 各職種別 運営計画

### 生活相談員 運営計画

#### 【基本方針】

相談援助職として PDCA (Plan 〈計画〉、Do 〈実行〉、Check 〈測定・評価〉、Action 〈対策・改善〉) サイクル構築の役割があることを意識する。

他職種協同で施設全体のケアを検証し、より質の高いサービスの提供をする。

家族や地域への情報発信に力を入れ、地域に根付いた施設となる事で入居へつなげていく。また、申込み者には、待機状況を分かりやすく説明することでスムーズな入居につなげていく。

入退院時には病院との連携を図ることで、早期治療、早期施設退院を目指し、稼働率の維持に努める。

#### 【重点的な目標】

##### 1. 口腔衛生管理

口腔ケアにより QOL (生活の質) の向上、誤嚥性肺炎や歯、口の疾患の予防など、全身疾患の予防、全身の健康状態の維持・向上につなげる為に、訪問歯科での治療内容や施設内での口腔ケアについて、家族に説明していく。

##### 2. 身体拘束・虐待防止

人権、尊厳を尊重しつつケアを行うという基本姿勢の下で、介護を必要とする入居者の自立の支援に向けたサービスの提供を行う為に、多職種で関わっていく。

##### 3. 感染症対策強化

施設内での感染予防・蔓延防止について周知・徹底を図り、外来者にも感染対策への理解、協力をいただけるよう丁寧な対応をしていく。感染症発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を実施し非常時に備える。

また、面会や外部ボランティア等の受け入れに制限が続いたため、感染対策をしながらも社会的な営みが通常に近づいていけるよう、検討を重ねていく。

面会制限下で施設内への立ち入りが限られている為、生活の様子を適宜発信し様子を知っていただけるよう工夫する。

##### 4. 防災対策の推進

防災 BCP (事業継続計画) を理解し訓練に取り組むことで、災害発生時に入居者や職員の安全確保をし、サービスの継続ができるよう努める。また、サービスの円滑な継続により家族にも安心して頂けるよう努める。

##### 5. ICT (情報通信技術) を活用して業務の効率化を図り、サービスの質の向上や人為的ミスを削減し、情報共有の円滑化につなげる。

## 医療・看護 運営計画

高齢者は慢性疾患を持っている方が多いため、疾患の発症・進行や感染症などにも注意を払い、必要時には医師の指示も仰ぎ、多職種とも連携を取りながら適した方法を考え対応し、入居者様が穏やかで安心した生活を送れるように支援していきます。

### (1) 感染症対策に関する対応

- ①感染症対策についての BCP やマニュアルに基づいて、予防や発症時のまん延防止策が迅速に実施できるよう努める
- ②神奈川県ガイドラインに従い、感染症対策について変更点等あれば適宜見直し検討していく
- ③感染症マニュアルや必要時の対応を確認・変更等するため、定時・臨時での感染症対策委員会を開催していく

### (2) 入居者の心身の安定を図るため、日々の健康管理をはじめ利用者を支える側の連携にも配慮し、医療的対応が円滑に進むように対応

- ①入居者の健康状態の把握に努め、その情報を多職種とも共有する
- ②多職種の協力を得ながら体調変化の適した対応へと結び付けていく
- ③配置医の協力のもと、疾病やその対応について指導を受け健康管理に繋げていく
- ④入居者・ご家族、施設職員・医師間などの連携もスムーズに運ぶ様に情報共有をしっかりとしていく
- ⑤受診・入院等での必要な書類の医師依頼やサマリー等も作成し、病院とも情報共有に努める

### (3) 入居者の安心・安全が継続できるよう人権尊重や防災にも目を向け対応

- ①人権尊重の観点を持ち尊厳が守られるよう常に配慮しながら対応する
- ②災害時、直ぐに対応できるよう防災 BCP の周知・訓練の参加など積極的に関わる

### (4) ターミナルケアに伴う医療ニーズについて

- ①介護職員の不安感が少しでも軽減するよう、相談しやすい雰囲気や解りやすい説明など心掛け、医療的知識の向上にも繋がるように支援する
- ②医療的知識の向上がより良いケアにも結びつき、入居者が穏やかに過ごせるように多職種とも連携していく

### (5) 口腔衛生に関する対応

- ①誤嚥性肺炎のリスク軽減や経口摂取の継続ができるように、口腔ケアの維持・向上に向けて必要な支援をしていく

## 介護支援専門員 運営計画

### 【基本方針】

適切なケアマネジメントにより、本人の生き方・家族の思いを尊重した関わりと、施設の体制も把握したうえで、隨時、心身状況を把握し、各専門職の専門性を生かしたケアを提供できるよう支援計画を作成する。

### 【重点目標】

1. 歯科医、多職種と連携を図り、口腔内の環境を維持し誤嚥性肺炎、口腔機能の低下による食欲減退や社会参加の機会喪失を防ぎ、健康面並びに生活に必要な「食べる」「呼吸する」「話す」といった機能を維持していくようにケアプラン作成にも繋げていく。
2. 利用者本位の視点を意識し、担当者会議など通じチームケアを円滑に進めていく事により身体拘束、虐待を防止し、より良い支援に繋げていけるようにする。
3. 自身が感染源にならないよう、感染症対策の実施を徹底するとともに、発生時の対応や動きについて多職種と共に検討とシミュレーションを行っていく。
4. 施設の防災 BCP、自身の役割を把握し災害発生時に入居者の安全確保に努められるようにする
5. 見守り機器やソフトウェアのデータ連携等を利用し入居者の健康状態の把握に役立てたり、データをケアの参考資料として取り入れることで入居者の生活面だけでなく業務の効率化が図れるようにする

### 【業務内容】

- ・各入居者に対し、年2回の定期ケアプラン見直しを行う
- ・他職種とプランの実施状況について確認し、意見の擦り合わせをする
- ・新規入居者に対し、事前面接の情報を元に入居後1ヶ月のプラン原案を作成、入居前カンファレンスにてプラン原案の内容を確認し、修正・本プラン作成をしたうえで約1ヶ月後に見直しを行う
- ・容態変化（入退院・ADL低下など生活の変化）に応じ、ケアプランの見直しを行う
- ・ターミナル期と判断された場合は、ターミナルケアプランを作成する
- ・ターミナル期と判断された利用者については、状態に応じて見直し期間を短めに設定するなどの調整を行い、実施する
- ・ターミナルケア終了後、振り返りカンファレンス、グリーフカンファレンスを実施する

月間業務	業務内容
上旬	面接（本人・家族）、モニタリング（1）チェック
中旬	モニタリング・再アセスメント、プラン原案の作成
下旬	サービス担当者会議、ケアプラン本案作成、ケアプランの交付

## 食事・栄養 運営計画

### 【基本方針】

咀嚼・嚥下機能の低下や、認知症の進行、病気の進行等により食事の摂取量が低下したり、体重減少する利用者が増加傾向である。

介護支援専門員のケアマネジメントの一環として栄養ケアマネジメントを行い、多職種と協力して利用者の低栄養を予防するとともに介護保険の基本サービスとして、入居者ごとの状態に応じて栄養管理を計画的に行い向上できるよう支援する。

給食委託会社と連携して安全な食事を提供し、また季節を感じられる変化に富んだ楽しみのもてる食事が提供できる様努めていく。

### 【重点目標】

1. 歯科医との連携や多職種との協議の上、各入居者の摂食状況を把握し、本人に合った食事を提供することにより、誤嚥のリスクを軽減することと経口での摂取が維持出来るように支援する。また、嚥下機能を維持することで食に対する楽しみ等も保持出来るようにする。
2. 入居者の尊厳を尊重できるよう、個々の状態にあった食事を提供する。
3. 施設における感染症 BCP マニュアルなどのガイドラインに従った感染症対策を給食委託会社と情報共有し、給食に伴う対応を実施する。感染症発症の際は迅速に対応する事により拡大防止に努める。  
また委託会社職員の感染予防を含む健康管理にも留意する。
4. 施設における防災 BCP や施設の給食関連設備、災害発生時における委託会社との連携等を確認し、非常時においても食事提供が出来るよう努める。
5. ICT の活用による情報共有(BMI、アルブミン値、減少率など)から、入居者の栄養状態の把握と評価等により適切な食事を提供し、各入居者それぞれのケアの質向上に繋げる。

### 【業務内容】

- ・各入居者に対し年4回の定期栄養ケアプランの見直しを行う。
- ・入退院などによる容態変化の際も栄養ケアプランの見直しを行う。
- ・ターミナル期と判断された際はターミナル栄養ケアプランを作成する。

#### 〈月間業務内容〉

##### ①栄養ケアマネジメント

(上旬) モニタリング、アセスメントにより入居者の身体測定値、食生活状況等の把握と評価を行う。

(中旬) 栄養スクリーニングにより入居者の栄養状態のリスク判定、解決すべき課題の把握を行う。  
関係職種とのカンファレンスを行い栄養ケア計画書の作成を行う。

(下旬) サービス担当者会議にて関係職種と栄養ケア計画書の確認を行う。

栄養ケア計画書について入居者及び家族へ説明し同意を得る。

②食事提供

(約束食事箋)

栄養ケアマネジメントから推定必要エネルギー・たんぱく質を算出。その他の栄養素は「日本人の食事摂取基準(2020年度版)」に基づき算出する。

食種	エネルギー Kcal	たんぱく質 g	脂質 g	糖質 g	塩分 g	備考
常食	1400	54	39	210	7	米飯 150g
粥食	1340	54	37	200	7	粥 330g

【年件行事画】

	行事食
4月	お花見弁当
5月	母の日行事食
6月	父の日行事食
7月	七夕行事食 土用の丑
8月	お祭り行事食
9月	敬老お祝い御膳
10月	にぎり寿司
11月	秋の実り弁当
12月	クリスマス行事食
1月	正月料理
2月	節分行事食
3月	ひな祭り行事食

## 事務班 運営計画

### 1. 基本方針

- ① 入居者・利用者により良い介護サービスを提供する施設づくりに資するため、介護報酬の算定、介護機器・介護材料等の購入、財務会計等を正確・迅速・丁寧に行い、施設運営の円滑化と健全化を図ります。
- ② 福祉サービスを提供する施設の一員として、施設利用者や家族、地域住民等が快適に利用できる環境を整備し、親切で思いやりのある接遇を行います。

### 2. 重点目標

- ① 新型コロナウイルス等の感染症の予防及び蔓延防止のため、消耗品や衛生用品等の確保を確実に行います。
- ② 改定後の介護保険運営基準や報酬加算要件等を十分に理解し、適正な介護報酬及び利用料の請求事務に努めます。
- ③ 常にコスト意識を持ち、備品購入や各種契約内容の見直しを行い、経費の削減に取り組みます。

### 【主な業務内容】

- ① 介護報酬・利用料請求業務
- ② 利用者預り金管理業務
- ③ 介護保険指定変更・加算届業務
- ④ 備品・消耗品の購入・管理業務
- ⑤ 職員勤務集計業務
- ⑥ その他

## 施設介護 運営計画

### 【基本方針】

入居者が生活の中で安らぎを感じ、健やかに過ごせるように  
一人ひとりに寄り添ったケアを提供していく。

### 【重点目標】

1. 歯科医の指示や研修で学んだことを生かし、入居者の状態に合った口腔ケアを行うことで健康でその人らしい生活が続けられるようにしていく。
2. 感染症対応訓練や防災訓練に参加していない職員にも周知できるようにリーダー会議やユニット会議で振り返りをしていく。
3. 入居者の尊厳を大切したユニットケアをしていくために、必要に応じて勤務体制も変化させていく。
4. 拘束・虐待についての知識を深め、施設の中に不適切なものはないか常に考えて行動する。そのためにも入居者の声に常に耳を傾け、入居者の気持ちに寄り添つて考えられる職員になる。
5. 介護負担軽減と入居者の安全のために導入すべき物について検討する。
6. 事故を防ぐことばかりを優先して、入居者の自由を奪うような事故対策にならないよう検討していく。

### つばめ フロア 【年間活動計画】

4月	桜見学	10月	季節のおやつ作り
5月	菖蒲湯・誕生会	11月	誕生会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会・柚子湯
7月	季節のおやつ作り	1月	正月遊び・誕生会
8月	夏祭り	2月	節分・宅配寿司
9月	敬老会	3月	誕生会

ユニット年間目標：安心して生活が出来るように、個々に合わせて支援していく。

転倒事故を防ぐためにヒヤリハットを上手に活用する。

つぐみ フロア 【年間活動計画】

4月	桜見学・	10月	おやつ作り
5月	菖蒲湯	11月	誕生日会
6月	紫陽花見学・誕生日会	12月	クリスマス会・柚子湯
7月	七夕・おやつ作り	1月	お正月遊び・誕生日会
8月	夏祭り・誕生日会	2月	節分、宅配寿司
9月	敬老会	3月	雛祭り

ユニット年間目標：安心した生活ができるように入居者一人ひとりに寄り添った支援をする。

職員の個々の技術力を伸ばしていく。

ひばり フロア 【年間活動計画】

4月	桜見学	10月	おやつ作り
5月	菖蒲湯・誕生会	11月	宅配寿司・誕生会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	おやつ作り・誕生会	1月	正月遊び・誕生会
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会・誕生会	3月	誕生会

ユニット年間目標：生活の中に個々の機能を生かせるように支援していく。

うぐいす フロア 【年間活動計画】

4月	さくら見学・おやつ作り	10月	誕生会
5月	菖蒲湯・誕生会	11月	おやつ作り
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会 ゆず湯
7月	七夕・誕生会	1月	正月遊び・誕生会
8月	夏祭り	2月	節分・誕生会
9月	敬老会	3月	雛祭り・宅配寿司

フロア年間目標：個々に合わせた日課を取り入れて日常生活を過ごしていただく。

## VI 地域交流、実習生受け入れについて

- 新型コロナウイルス対策で途絶えてしまった社会的活動について、地域の状況を鑑みつつ、都度感染症予防を図りながら交流や受け入れを再開していく。

### (1) 地域交流

- ① 施設入居後も家族とのつながりを大切にするため、日頃からコミュニケーションを図ることで信頼関係を築いていく。行事参加や家族のつどいの実施とそれに参加してもらえるような工夫をすることにより、積極的な交流を図る。
- ② 地域行事への参加、外出や社会資源の利用、新たな社会資源の開発を行い、地域との関係を維持できるようにする。
- ③ 地域住民や学校等の施設見学・交流の受け入れ、施設機能の提供（建物・機器）をし、施設の地域における役割を知ってもらうことで施設を地域に開放していく。
- ④ 緊急時等の受け入れ態勢を整え、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。

### (2) ボランティア受け入れ

施設と地域を結ぶ懸け橋として、また利用者の施設生活の充実と活性化を図るため、ボランティアを募集し積極的に受け入れる。また、ボランティア活動が継続できるよう、活動の様子を見守り、適宜調整する。

### (3) 実習生受け入れ

介護実習や職場体験学習等の受け入れをして福祉の人材育成に努める。また、地域のインクルーシブ教育実践校のインターンシップの受け入れを行うなど、県のインクルーシブ教育推進の一端を担っていく。

## VII 防災についての取組

施設が被災した場合、入居者の人命と安全を第一優先にし、且つ事業を継続する為の体制の整備と職員の教育に力を入れる。地域自治会が主催する避難訓練にも参加する。南足柄市との福祉避難所の協定・班目自治会との水害避難協定を締結した事により災害時に介護が必要な高齢者及び災害弱者をスムーズに受入ができるよう、備品等の整備、受入れ体制を整える。

### ① 訓練・教育

- 年3回 訓練（火災・大規模地震・夜間・水害想定）を実施する。

### ② 緊急連絡体制

- 緊急連絡網の整備と災害時の職員参集指示の見直し。（NTT安否確認／一斉通報システムを使用し、各スタッフの現状や安否確認を行う）
- 利用者家族に迅速に情報を伝達する方法を整備

### ③ 非常食・飲料水の確保

利用者のみならず、地域・職員の避難所としての利用も視野に入れ、飲料水・非常食を備蓄

### ④ 日常消耗品の確保

備蓄品用のプレハブを設置し、災害時に物流が止まった事を考え、紙オムツ・トイレットペーパー等の生活用品を備蓄

### ⑤ 停電に対する対策

災害用発電機により、電力を確保（照明）、井水の災害用（停電時）の発電機は停電時自動運転する。

### ⑥ 防災委員会の設置

緊急時、すぐに集合できる近隣の職員を中心に結成。防災全般について検討する。

### ⑦ 緊急避難場所の開設

災害時、被災した災害時要援護者を受け入れる福祉避難所を開設し、要介護高齢者を中心とした災害時要援護者及びその家族または介護者並びに南足柄市指定避難所での生活に支障があると認められた市民を受け入れる。

### ⑧ BCP（事業継続計画）

各地で頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を背景に、介護業界におけるBCPの策定が2024年4月から義務化された。各サービスごとにBCPの策定を行い、訓練を通してブラッシュアップしていく。

